

## 記録上の留意点

### 1 記録の作成

- 記録作成対象は、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、学校栄養職員、寄宿舎指導員です（「令和5（2023）年度栃木県教員研修計画」より）。  
なお、臨時的任用及び任期付学校職員の方は作成する必要はありません。
- 研修履歴一覧シートを使って各教師が自身の研修に関する研修受講履歴記録を作成します。
- 研修履歴一覧シートによる履歴は、令和5（2023）年度の期末面談までに作成しておいてください。

### 2 記録の範囲

- 令和5（2023）年度に受講終了した研修について記録の作成をお願いします。
- 記録の対象となる研修は以下の**ア、イ、ウ、エ、オ**です。ただし、事実上の情報提供や説明会にとどまるものは除きます（「令和5（2023）年度栃木県教員研修計画」より）。また、複数回に渡って開催される研修については、研修終了時に1回の研修として記録します。

#### ア 県教育委員会が実施する研修

##### ①栃木県教育委員会が実施する研修

※県総合教育センター、県教育委員会各課、各教育事務所が実施する研修が記録対象となります（教職大学院派遣、内地留学生派遣、社会体験研修派遣を含みます）。

##### ②大学院修学休業により履修した大学院の課程等

##### ③県教育委員会が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得

#### イ 市町教育委員会が実施する研修

##### ④職務研修として行われる市町教育委員会が実施する研修

#### ウ 学校が実施する研修

##### ⑤学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等

※国・県・市町等の指定や学校の教育課題に基づく研究実践・授業研究、現職教育研修等が記録対象となります。

※校内研修・研究が時期・頻度・方法等を含め、多様なスタイルで行われ、記録が難しい側面がありますが、教職生涯を通じた資質向上を図る上で教師個人の研修履歴を蓄積し、それを振り返るという趣旨に鑑み、その主なものについて記録を残すようにします。

#### エ 個人が自主的に参加する研修

##### ⑥教師が自主的に参加する研修等（職専免研修を含みます。）

※文部科学省、教職員支援機構、大学・教職大学院、教育関係団体（教科研究会等）、民間企業等の様々な主体が主催する研修・講習が記録対象となります。

#### オ 教政第1号指定研修（県教育委員会や教育関係団体の長からの推薦を受けて参加する研修等）

##### ⑦教職員等中央研修、各教科等の全国大会、関東甲信越静ブロック研修会等

- ア、イ、オについては、必ず記録してください。
- ウ、エについては、教師個人の判断で任意に記録してください。
- 研修履歴や研修量の多寡そのものが人事評価に直接反映されるものではありません。
- 学校管理職との対話を通して、教師一人一人の資質向上・能力開発に資することが目的であるため、どの研修等を記録するか、しないかという分類の議論に過度に焦点化したり、記録すること自体が目的化したりすることがないように留意してください。

### 3 その他

- 今後、文部科学省の研修受講履歴記録システムの機能等を踏まえて、研修受講履歴の作成や活用等に関する手引きを作成する予定です。

### 4 研修受講履歴の記録に関する問合せ先（令和5年度）

- 研修受講履歴一覧シートに関する事…県総合教育センター総務部（企画調整担当）
- その他研修受講履歴の記録に関する事
  - …県教育委員会事務局教育政策課教育DX推進室政策企画チーム
- 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する事
  - …県教育委員会事務局義務教育課人事担当及び高校教育課人事担当